

2 離島振興対策の経緯

(1) 離島振興法の制定、延長

第二次世界大戦後、我が国の人口は海外からの復員軍人や引揚者等によって急増し、荒廃した国土の再建は極めて困難な状態に陥っていた。

このため、国土における体系的かつ総合的な地域開発を推進する目的で、昭和25年「国土総合開発法」が制定され、島根県隠岐島、長崎県対馬島、本島の種子島、屋久島等が「特定地域」に指定された。

しかし、同法は、比較的大規模の離島について限定対象され、国土全体を包括して根拠となる大規模公共事業に主体がおかれたため、離島の実情に即したきめ細かな独自の振興策が必要とされるに至った。

この時期、特殊事情を有する地域の振興関係の一連の地域立法が制定された。すなわち、「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」（昭和26年）、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」（昭和27年）、「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」（昭和27年）などである。

このような背景のなか、東京都、新潟県、島根県、長崎県及び本島の5都県を中心に離島振興法案の具体案作成が進められ、昭和28年3月13日国会に上程されたが、国会解散により審議未了となった。しかし、同法案は総選挙後の第16回特別国会に議員立法として上程され昭和28年7月15日可決成立し、同年7月22日付け法律第72号として公布施行された。

離島振興法は、適用期限が10年間の時限立法であるが、離島の基礎的条件の改善の状況等を踏まえて、これまで5回法律の延長がなされている。

その概要は次のとおりである。

ア 第1回目の延長（昭和38～47年度）

離島振興法は10年間の時限立法として発足したが、10年間の短期間では離島の後進性は除去しえず、また多くの離島はその恩恵に浴する期間も短く、指定基準の改正による離島の一部地域指定の検討もなされているなどの課題があった。

このため、昭和37年度の期限切れ到来を前に、離島振興対策審議会、離島振興対策協議会（都道府県協議会）、全国離島振興協議会（全国市町村協議会）などの場で法律の恒久化や政府提案等の議論もなされたが、結局議員提案として、10年間の期限延長のみを記した法案が、昭和37年2月28日成立し、同年3月2日公布された。

イ 第2回目の延長（昭和48～57年度）

第2回目の法律延長にあたっては、今後10年間の離島振興方策として、離島の四囲の状況の変化に対応して、産業振興を軸として、生活環境の整備、自然環境の保全、離島医療の確保などが特にとられるべきであるとの主張がなされた。

改正法は、昭和47年5月24日成立し、同年6月1日公布されたが、その内容は、10年間の期限延長や「医療の確保」の明文化に加え、水道、ごみ・し尿処理施設、港湾・漁港・海岸の局部改良事業の補助率引き上げ並びに港湾・漁港・空港の一部事業の補助率引き下げを主な内容としている。

ウ 第3回目の延長（昭和58年度～平成4年度）

離島振興法は、昭和56年7月の第2次臨時行政調査会答申において、「終期到来時には廃止を含め抜本的な見直しを行う」と目された法律の一つであった。

行財政改革中という厳しい環境のなか、10年間の単純延長の法律が昭和57年4月28日に成立し、同年5月7日公布された。

エ 第4回目の延長（平成5～14年度）

従来の法律の内容は、主として公共事業の補助率を内地より嵩上げて実施し、交通基盤、産業基盤、生活環境、国土保全等の整備を強力に推進することが中心であった。このため、各種公共施設の整備は著しく進んだが、一方、若者を中心とした人口流出による過疎化や高齢化の進行に加え、所得水準や生活環境も全国水準に比し、低位にあるなど離島は極めて憂慮すべき事態となっていた。

したがって、離島振興法の改正にあたっては、期限延長はもちろんのこと、従来からのハード事業の強力な整備の継続とともに、産業の税制上の支援措置、本土との交通確保、高齢者福祉の増進、医療の確保などソフト面の措置の充実も強く求められていた。

これらの状況を受け、離島振興法の抜本的改正法が平成4年4月20日成立し、同月24日公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（平成4年4月24日 公布）〕

(ア) 適用期限を10年間延長

平成5年4月1日～平成14年3月31日

(イ) 離島の役割を明記

国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等離島の役割を明記し、国土として、また国民共通の重要な財産としての位置づけを明確にした。

(ウ) 離島振興計画の内容を拡充

生活環境の整備、高齢者等の福祉の増進に関する事項、観光の開発に関する事項等が新たに規定された。

(エ) 工業用機械等に係る特別償却その他の課税の特例を創設した。

(オ) 交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に関する規定を設けた。

(カ) 高齢者福祉及び医療対策の充実に関する規定を設けた。

(キ) 教育の充実及び地域文化の振興に関する規定を設けた。

(ク) 金融支援、地方税の減免に対する交付税補てん措置及び地方債への配慮に関する規定を設けた。

オ 第5回目の延長（平成15～24年度）

これまでの法律の内容は、「国土の均衡ある発展」という観点から、後進性の除去を振興の目的としてきたが、今回の離島振興法の改正にあたっては、「離島の地理的・自然的特性を生かした振興」「地域の創意工夫による自立的発展の促進」という大きな振興の方向性が示され、「離島振興法の一部を改正する法律」が平成14年7月12日成立し、同月19日に公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（平成14年7月19日 公布）〕

(ア) 目的条項の改正

- ・ 離島には排他的経済水域等を保全する等の役割があること
- ・ 地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること
- ・ 国民の利益の増進に寄与すること

(イ) 計画決定制度の改正

地域における創意工夫を生かしつつ、離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した「離島振興基本方針」に基づき、市町村が計画案を作成し、都道府県が離島振興計画を定めるものとする。

(ウ) 新たな支援規定の整備

①非公共事業に対する補助規定の追加

別表に掲げるもののほか、国は、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費について、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

②医療の確保（無医地区以外の地区の医療の充実）

国及び地方公共団体は、無医地区以外の地区においても医療の提供に支障を生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等、医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

③農林水産業の振興

国及び地方公共団体は、地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

④地域間交流の促進

国及び地方公共団体は、国民の離島に対する理解と関心を深めるとともに、離島地域の活性化に資するため、離島と国内外との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

⑤農地法等における配慮

国及び地方公共団体は、農地法、自然公園法その他の法律の規定の運用に当たっては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

⑥地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

地方税の課税免除又は不均一課税に伴い生ずる減収額に対する地方交付税の補填措置の対象業種に、これまでの製造業に加え、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く）を追加する。

(エ)期間の延長

有効期限を10年間延長し、平成25年3月31日限りでその効力を失う。

カ 第6回目の延長（平成25～34年度）

これまでの法律の内容に対し、目的規定の充実や基本理念・国の責務の新設、主務大臣に新たに文科・厚労・経産・環境の4大臣を追加した実施体制の強化を行ったほか、離島振興事業においては、従来の公共事業の高補助率を引き続き実施することなどに加え、多岐にわたるソフト施策の充実を図る「離島活性化交付金」の創設や、離島地域の「離島特別区域制度」について総合的に検討を行うことも新たに盛り込み、介護サービスの確保や人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化に関する配慮事項等の追加などを踏まえた「離島振興法の一部を改正する法律」が平成25年6月20日成立し、同月27日に公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（平成25年6月27日 公布）〕

(ア)目的規定の充実

①離島の国家的国民的役割の明確化

離島の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている旨の規定

②離島の置かれた現状と背景の明確化

四方を海等に囲まれていること、人口減少の長期継続、高齢化の急速な進展等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある旨を規定

③離島振興の目的の拡大

人の往来・生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進を図る旨を規定

(イ)基本理念・国の責務の新設

①基本理念

離島の振興のための施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

②国の責務

基本理念にのっとり、離島の振興のための施策を総合的・積極的に講ずる責務

(ウ)実施体制の強化等

主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業、環境）、国土審議会への報告

(エ)基本方針・振興計画・基本的施策の充実

①基本方針・振興計画の充実

- ・ 就業、介護、自然環境、エネルギー、人材に関する項目の新設

- ・ 人・物の移動費用の低廉化，妊婦通院・出産支援，修学支援，防災・地震対策の明記
- ・ 振興計画について，離島市町村の要請による策定，住民意見を反映させる措置

②基本的施策の充実

医療，介護，福祉，交通，情報通信，産業，就業，生活環境，教育，文化，観光・交流，自然環境，エネルギー，防災に関するソフト施策の充実

(オ)財政・税制上の措置，離島活性化交付金等の交付

①財政上の措置等，公共事業予算の明確化についての特別の配慮

②離島活性化交付金等の交付

ソフト施策の充実を図るため，都道県が作成した離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金等の交付

③法律の目的の達成に資するための税制上の措置等

(カ)離島特別区域制度の整備

地域の創意工夫を生かした振興を図るため，離島特別区域制度について総合的検討

(2) 離島振興対策実施地域の指定、解除

離島振興対策実施地域の指定は、離島振興法第2条第1項により国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会（昭和54年以前は離島振興対策審議会）の意見を聴いて行うこととされている。

また、離島振興対策実施地域指定の解除については、明文の規定はないが、離島振興法第2条第1項の指定条項に準拠して、内閣総理大臣が国土審議会（以前は離島振興対策審議会）の意見を聴いて行うこととされている。

地域指定は昭和28年10月の第1次指定から平成12年までに11次にわたってなされている。

また、指定解除は昭和42年8月から平成24年3月まで20次にわたってなされている。

離島振興対策実施地域の指定、解除の経緯

指定次数または 指定解除次数	告示番号	告示年月日	指定・解除 年月日	対象 離島数	本 県 関 係	
指 定	第1次	総理府告示第212号	昭28.10.28	昭28.10.26	119	長島地域、甌島地域、種子島地域、 屋久島地域、南西諸島地域
	第2次	総理府告示第261号	昭28.12.23	昭28.12.21	40	
	第3次	総理府告示第854号	昭29.10.14	昭29.10.12	13	
	第4次	総理府告示第1337号	昭30.7.19	昭30.7.15	3	
	第5次	総理府告示第1466号	昭30.10.20	昭30.10.18	1	
	第6次	総理府告示第379号	昭32.8.16	昭32.8.14	60	
	第7次	総理府告示第509号	昭32.12.25	昭32.12.23	40	
	第8次	総理府告示第226号	昭34.5.12	昭34.5.8	24	
	第9次	総理府告示第25号	昭36.9.27	昭36.9.25	47	桂島地域
	第10次	総理府告示第26号	昭39.7.9	昭39.7.7	26	新島地域
	第10次追加	総理府告示第42号	昭42.8.26	昭42.8.18	2	
第11次	総理府告示第81号	平12.12.28	平12.12.15	1		
指 定 解 除	第1次	総理府告示第43号	昭42.8.26	昭43.3.31	5	
	第2次	総理府告示第10号	昭44.3.25	昭44.3.31	5	
	第3次	総理府告示第9号	昭45.3.28	昭45.3.31	3	
	第4次	総理府告示第10号	昭46.3.30	昭46.3.31	1	
	第5次	総理府告示第13号	昭50.3.31	昭50.3.31	1	
	第6次	総理府告示第13号	昭51.3.31	昭51.3.31	2	長島本島、諸浦島
	第7次	総理府告示第33号	昭53.10.18	昭54.3.31	2	
	第7次	総理府告示第33号	昭53.10.18	昭55.3.31	1	
	第8次	総理府告示第7号	昭54.3.20	昭55.4.1	15	
	第9次	総理府告示第26号	昭57.7.24	昭58.4.1	3	
	第10次	総理府告示第32号	昭58.11.26	昭59.4.1	1	
	第11次	総理府告示第7号	昭60.3.11	昭60.4.1	2	
	第12次	総理府告示第26号	昭62.12.22	昭63.4.1	1	
	第13次	総理府告示第49号	平2.12.27	平3.4.1	3	
	第14次	総理府告示第5号	平5.3.9	平5.4.1	3	
	第15次	総理府告示第8号	平10.3.3	平10.4.1	1	伊唐島
	第16次	総理府告示第64号	平12.12.20	平13.4.1	12	
	第17次	総・農・国告示第1号	平14.3.27	平14.4.1	1	
	第18次	総・農・国告示第7号	平22.3.26	平22.4.1	3	
第19次	総・農・国告示第1号	平23.3.2	平23.4.1	1		
第20次	総・農・国告示第1号	平24.3.30	平24.4.1	1		

(注) 指定及び指定解除欄の対象離島数は、島の一部に係る分も含まれる。

(3) 離島振興計画の推移

昭和28年に離島振興法が制定されて以来、これまで離島振興計画（国計画）は7次にわたって策定されている。

第1次計画（昭和28～37年度）、第2次計画（昭和38～47年度）は離島の後進性及び本土との格差を除去するための基礎条件の改善、産業基盤の整備に重点が置かれた。

第3次計画（昭和48～57年度）は、産業の振興と社会生活環境の整備に重点を置いており、また、今後の離島の向かうべき方向を明らかにし、それぞれの島を5類型に性格分類し、その類型別に政策目標を設定した。

第4次計画（昭和58年度～平成4年度）は、離島における居住環境の総合的な整備を図ることを目標としたもので、交通の総合化・体系化、それぞれの離島が持つ特性を活かした産業の自立的な振興、離島の類型に基づく生活環境の整備の3点に重点を置いた。

第5次計画（平成5～14年度）は、大幅な内容的追加の行われた改正離島振興法を踏まえて、離島の位置づけと役割を明らかにし、ハード、ソフト両面にわたって総合的かつ戦略的な離島振興対策を推進することとしている。

第6次計画（平成15～24年度）は、「離島の地理的・自然的特性を生かした振興」「地域の創意工夫による自立的発展の促進」という大きな振興の方向性が示され、計画の策定手続が改正され、国が定めた離島振興基本方針に基づき、鹿児島県が策定した。

第7次計画（平成25～34年度）は、これまで位置づけていた交通体系の整備や産業の振興といった事項に加え、法の目的に地域格差の是正や定住促進が新たに規定されたことを踏まえ、国が定めた基本方針に基づき、市町村計画案の反映に努めながら、人の往来や物資の流通に要する費用の低廉化などを盛り込み鹿児島県が策定した。

離島振興計画（国）の推移

区 分	第1次計画 (昭和29～37年)	第2次計画 (昭和39年1月)	第3次計画 (昭和48年7月)	第4次計画 (昭和58年5月)	第5次計画 (平成5年6月)	第6次計画 (平成15年4月)
1 計画設定策定 手続等	(当初) 離島振興対策実施地域として指定された離島について内閣総理大臣が決定（第1次～第5次指定離島について逐次設定） (改訂または設定) 第1次～第9次指定離島について、内閣総理大臣が決定（第1次～第5次指定離島について改訂、第6次～第9次指定離島については追加(注)	離島振興対策実施地域について都道府県知事が作成し報告したものを基礎に内閣総理大臣が決定 (性格) 計画期間中において毎年度作成する事業計画の指針となるものである。	同 左 (性格) 計画期間中において毎年度作成する事業計画の基本となるものである。	同 左 (性格) 同 左	同 左 (性格) 同 左	離島振興対策実施地域について市町村が計画案を作成し、都道府県が計画を策定 (性格) 同 左
2 計画期間	昭和28～37年度 昭和33～37年度	昭和38～47年度	昭和48～57年度	昭和58年度～ 平成4年度	平成5～14年度	平成15～24年度

区 分	第 1 次 計 画 (昭和29～37年)	第 2 次 計 画 (昭和39年 1月)	第 3 次 計 画 (昭和48年 7月)	第 4 次 計 画 (昭和58年 5月)	第 5 次 計 画 (平成 5年 6月)	第 6 次 計 画 (平成15年 4月)
3 計画の 目標		経済力の培養, 島民の生活の安定, 福祉の向上	同 左	人間居住の総合的環境の整備	島の特性を生かしつつ安定した生活圏を確立するとともに新たな活動機会を創設し, その役割を果たしうる開かれた離島を創設し, ひいては, 多極分散型の国土形成に資する。	離島地域の活性化と自立的発展を促進し, 地域住民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに, ひいては国民経済の発展及び国民の利益の増進に資する。
4 計画の 内容	(事業種) 道路, 港湾, 開拓, 土地改良, 造林, 林道, 治山, 漁港, 海岸保全施設整備, 都市計画, 空港, 簡易水道, 電気導入, 航路標識, 文教, 厚生, 住宅	(1) 交通通信施設の整備(道路, 港湾, 空港, 航路標識, 通信施設) (2) 産業の振興と基盤の整備(農業—土地基盤整備の推進, 農地利用の改善, 農業技術の刷新, 農業構造改善事業の推進 水産業—生産基盤の整備, 漁業構造改善事業の推進, 流通加工施設の整備 林業—造林, 林道, 鉱工業, 観光) (3) 国土保全の整備(治山, 治水, 海岸保全) (4) 社会生活環境施設等の整備(住宅, 都市及び生活環境施設—都市施設, 簡易水道施設, 電気導入施設, 文教施設, 厚生施設)	(1) 交通, 通信施設等の整備(同左) (2) 産業の振興と基盤の整備(農業—土地基盤整備の推進, 農地利用の改善, 農業構造改善事業の推進, 流通加工の改善 水産業—漁港の整備, 増養殖漁業の積極的な推進, 漁業構造改善事業の推進, 流通加工施設の整備 林業—造林の推進, 林道の整備, 林業構造改善事業の推進 鉱工業等, 観光) (3) 国土保全施設の整備(治山, 治水, 海岸保全) (4) 生活環境施設等の整備(水道・電気導入施設整備, 教育文化施設, 医療の確保, 環境衛生施設)	(1) 交通・通信体系の整備(航路, 港湾, 航路標識, 航空交通, 道路, 離島架橋, 通信) (2) 国土保全及び災害の防除(治山, 治水, 海岸, 消防) (3) 産業の振興と基盤の整備(水産業—漁港の整備, 沿岸漁場整備開発事業の推進, 沿岸漁業構造改善事業の推進, 流通加工施設の整備, 快適な漁村の建設 農業—土地基盤整備の推進, 農地利用の改善, 農業構造改善事業の推進, 流通加工の改善, 快適な農村の建設 林業—造林の推進, 林道の整備, 林業構造改善事業等の推進, 特用林産物生産の推進 鉱工業等, 観光等)	(1) 総合的な交通体系の整備(海上交通, 航空交通, 道路, 離島架橋) (2) 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 (3) 産業の振興(水産業—漁港の整備, 沿岸漁場の整備開発, 沿岸漁業の構造改善事業の推進, 流通加工施設の整備, 快適な漁村の建設 農業—基盤整備の促進, 農用地の積極的活用, 農業構造の体質強化及び魅力ある農村社会の形成, 流通体系の整備, 農産物の高付加価値化及び他産業との連携 林業—造林の推進, 林道の整備, 森林管理と林業経営の連携, 担い手対策の推進, 支援体	(1) 国内外に広がる交通通信ネットワークの形成(港湾・空港や島内交通網, 定期航路・航空路, 地域公共ネットワーク等) (2) 活力と魅力に満ちた産業の振興(各種生産基盤の整備, 新規就業者や後継者の育成・確保, 生産技術の向上・普及, 流通加工体制の整備, さとうきびや園芸作物・肉用牛などの生産性の向上等) (3) 観光の振興と国内外との交流・連携の促進(特色ある観光資源を生かした個性豊かな観光地づくり, 体験・滞在型観光の促進, 体験型イベントの開催促進等) (4) 快適で安心で

区 分	第 1 次 計 画 (昭和29～37年)	第 2 次 計 画 (昭和39年 1月)	第 3 次 計 画 (昭和48年 7月)	第 4 次 計 画 (昭和58年 5月)	第 5 次 計 画 (平成 5年 6月)	第 6 次 計 画 (平成15年 4月)
			設, 社会福祉施設, 住宅・公園, 集落の移転, その他(試験研究機関, 臨海学校・少年自然の家))	(4) 生活環境の整備(水道, 電気導入, 住宅, 教育, 社会文化, 廃棄物処理, 下水道等, 公園, 集落移転) (5) 医療の確保と社会福祉の充実	制の充実 第 2 次産業-建設業, 鉱業, 農林水産加工業, 造船業の体質強化, 品質の向上等 第 3 次産業-観光の振興 (4) 安全でうるおいのある国土形成(治山, 治水, 海岸, 防災対策) (5) 生活環境の整備(水道, 水資源の確保等, 廃棄物処理, 下水道等, 公園等, 住宅・集落環境, 消防) (6) 医療の確保(保健医療体制, 救急医療体制) (7) 高齢者福祉等の充実 (8) 教育及び文化の振興 (9) 観光の開発	きる定住環境の整備(廃棄物の適正な処理の促進, 住宅や公園の整備, 水の確保等) (5) 健やかで心ふれあうくらしの実現(診療所等医療施設や遠隔診療体制の充実, 救急患者搬送の円滑化, 保健医療供給体制の整備・拡充等) (6) 新たな時代を担う人材の育成と地域文化の振興(教育内容の改善や大規模校との交流学习, 山村留学制度の充実等)
5 離島振興法の主な改正(上記関連事項)	(1) 法制定(28. 7. 22公布施行) (2) 簡易水道の国庫補助率を一般より高率にする。(31. 3. 31公布, 31. 4. 1施行) (3) 離島振興計画の内容に空港を加えることとし, その国庫補助率を一般より高率にする。(31. 4. 20公布施行) (4) 地域の一部指	(1) 法延長(37. 3. 2公布施行) (2) 義務教育諸学校施設費国庫負担法に規定する教育施設, 児童福祉法に規定する保育所, 消防強化施設促進法に規定する消防施設について, それぞれの国庫補助率を一般より高率にする。(42. 7. 22公布施	(1) 法延長 医療の確保の規定が追加される。簡易水道の補助率を更に引き上げる。港湾, 漁港及び空港の補助率を引き上げる(47. 6. 1公布, 48. 4. 1施行)	(1) 法延長(57. 5. 7公布施行)	(1) 法延長(4. 4. 2公布5. 4. 1施行) ① 離島の役割が明記された。 ② 交通の確保, 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に関する規定が設けられた。 ③ 高齢者福祉及び医療対策の充実に関する規定が設けられた。	(1) 法延長(14. 7. 19公布15. 4. 1施行) ① 法の目的条項に排他的経済水域等の保全, 自立的発展の促進, 国民の利益の増進に寄与することが明記された。 ② 国が離島振興基本方針を策定する旨の規定が設けられた。

区 分	第 1 次 計 画 (昭和29～37年)	第 2 次 計 画 (昭和39年 1 月)	第 3 次 計 画 (昭和48年 7 月)	第 4 次 計 画 (昭和58年 5 月)	第 5 次 計 画 (平成 5 年 6 月)	第 6 次 計 画 (平成15年 4 月)																		
	定を行えるように改める。簡易水道の国庫補助率を引き上げる。(36. 5. 29公布施行)	行)			④ 教育の充実及び地域文化の振興に関する規定が設けられた。	③ 振興計画の策定主体が国から都道府県に変更された。 ④ 非公共事業に対する国の補助規定が設けられた。 ⑤ 医療の確保、農林水産業の振興、農地法等の運用など新たな配慮規定が設けられた。																		
6 全国総合開発計画 基本目標	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>〔全国総合開発計画〕</td> <td>〔新全国総合開発計画〕</td> <td>〔第三次全国総合開発計画〕</td> <td>〔第四次全国総合開発計画〕</td> <td>〔21世紀の国土のグランドデザイン〕</td> <td>〔国土形成計画全国計画〕</td> </tr> <tr> <td>(37. 10. 5)</td> <td>(44. 5. 30)</td> <td>(52. 11. 4)</td> <td>(62. 6. 30)</td> <td>(10. 3. 31)</td> <td>(20. 7. 4)</td> </tr> <tr> <td>〔地域間の均衡ある発展〕</td> <td>〔豊かな環境の創造〕</td> <td>〔人間居住の総合的環境の整備〕</td> <td>〔多極分散型国土の構築〕</td> <td>〔多軸型国土構造形成の基礎づくり〕</td> <td>〔多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成〕</td> </tr> </table>						〔全国総合開発計画〕	〔新全国総合開発計画〕	〔第三次全国総合開発計画〕	〔第四次全国総合開発計画〕	〔21世紀の国土のグランドデザイン〕	〔国土形成計画全国計画〕	(37. 10. 5)	(44. 5. 30)	(52. 11. 4)	(62. 6. 30)	(10. 3. 31)	(20. 7. 4)	〔地域間の均衡ある発展〕	〔豊かな環境の創造〕	〔人間居住の総合的環境の整備〕	〔多極分散型国土の構築〕	〔多軸型国土構造形成の基礎づくり〕	〔多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成〕
〔全国総合開発計画〕	〔新全国総合開発計画〕	〔第三次全国総合開発計画〕	〔第四次全国総合開発計画〕	〔21世紀の国土のグランドデザイン〕	〔国土形成計画全国計画〕																			
(37. 10. 5)	(44. 5. 30)	(52. 11. 4)	(62. 6. 30)	(10. 3. 31)	(20. 7. 4)																			
〔地域間の均衡ある発展〕	〔豊かな環境の創造〕	〔人間居住の総合的環境の整備〕	〔多極分散型国土の構築〕	〔多軸型国土構造形成の基礎づくり〕	〔多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の形成〕																			
7 経済計画等	経済自立50年計画	新長期経済計画	国民所得倍増計画	中期経済計画	経済社会発展計画	新経済社会発展計画	経済社会基本計画	昭和50年代前期経済計画	新経済社会70年代計画	1980年代経済社会の展望と指針	世界とともに生きる日本	生活大国5か年計画	構造改革のための経済社会計画	経済社会のあるべき姿と経済政策の展望	構造改革と経済財政の中期戦略	日本経済の進路と戦略	経済財政の中長期方針と10年展望	新成長戦略 ----- 日本再生戦略						
	30. 12	32. 12	35. 12	40. 1	42. 3	45. 5	48. 2	51. 5	54. 8	58. 8	63. 5	H4. 6	H7. 12	H11. 7	H14. 1	H19. 1	H21. 1	H22. 6 ----- H24. 7						

(注) 第6次～第7次指定離島の計画については、第1次～第5次指定離島の計画改訂と同時に設定された。
第8次及び第9次指定離島についてはそれぞれ昭和34年、昭和37年4月に設定されている。

第7次離島振興計画（鹿児島県離島振興計画（平成25～34年度））の概要

1 計画の根拠

改正離島振興法（平成25年4月1日施行）第4条の規定により、国が定める離島振興基本方針に基づき、県内の離島振興対象実施地域の振興計画として、市町村計画案の提出を受けて、都道府県が計画を定める。

2 計画期間

平成25～34年度

3 計画の構成

「離島振興の基本的方針」と7つの「地域別離島振興計画」により構成。

地域別計画は、「長島地域離島振興計画」、「桂島地域離島振興計画」、「甌島地域離島振興計画」、「新島地域離島振興計画」、「種子島地域離島振興計画」、「屋久島地域離島振興計画」、「南西諸島地域離島振興計画」の7つの地域別計画で構成され、それぞれの地域別の現況・課題、基本的な振興方針やその実現に向けた方策等を明らかにするもの。

4 計画の目標

温暖な気候や広大な海域などの特性を生かした農林水産業や地場産業の振興、優れた自然や多彩な歴史・文化等を生かした滞在交流型観光の促進、社会的サービスの維持や生活環境等に関する地域格差の是正、医療・介護・福祉・教育の充実など各般の施策を積極的に進め、離島地域の自立的発展の促進、地域住民の生活の安定、福祉の向上、及び地域間の交流を促進することで、本県離島における定住促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に資すること。

5 各分野別の基本的な振興方針

① 交通体系の整備

地域産業の活性化や住民生活の利便性の向上はもとより、国内外からの観光客誘致等による交流人口の拡大や定住の促進を図るため、安全で利用しやすい港湾・空港等の整備や島内交通網の維持・充実とともに、航路・航空路の維持・改善に努める。

② 情報通信体系の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、地域の特性や実情に適した情報通信基盤の整備促進を図り、住民のニーズに応じた情報通信サービスの提供を促進する。

③ 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

割高な水準になっている離島航路・航空路の運賃や、物資の輸送に費用が多くかかるという状況は、地域間格差の是正や定住促進を図る上で障害となっていることから、運賃や物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進する。

④ 産業の振興

離島地域の基幹産業である農林水産業については、各種生産基盤の整備、新規就業者や後継者の育成・確保、生産技術の向上・普及などにより、温暖な気候を生かした野菜、花き、果樹等の園芸作物、肉用牛等の畜産の生産性向上や高品質化、地域特産の魚介類のブランド化や資源管理型漁業の推進、森林の適正な整備や特用品産物の生産振興を促進し、経営の安定化と所得の向上を図る。

また、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進するとともに、離島地域の特性を生かした新規作物の導入や特産品開発などの高付加価値化、効率的な流通体制の整備や流通に要する費用の低廉化などを促進する。

⑤ 就業の促進

交通ネットワークの充実、若者が地元に着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進する。

⑥ 生活環境の整備

地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに、安全で安定した水の供給や公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図り、快適で美しい環境づくりに努める。

また、少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U I ターン者など、誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を図る。

⑦ 医療の確保等

診療所などの診療機能の充実・強化、保健医療機関相互の連携強化、医療従事者の安定的確保、救急患者搬送の円滑化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを受容できるような保健医療供給体制の整備・充実を図る。

また、妊婦が島外で必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行う。

⑧ 介護サービスの確保等

高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。また、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら支援の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進する。

⑨ 高齢者福祉その他の福祉の増進

高齢者が住み慣れた家庭や地域のなかで地域の連帯意識に支えられながら充実した生涯を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図る。

また、障害者の社会参加や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努める。

⑩ 教育及び文化の振興

学校規模に応じた教育内容の改善・充実を図り、情報化・国際化社会に柔軟に対応できる青少年の育成を図るとともに、地域内に高校がない生徒の就学機会の確保に努める。

また、生涯学習の推進体制の充実や学習機会の拡充により、いつでも自由に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特色ある伝統芸能の保存・伝承や文化活動を促進する。

⑪ 観光の開発

本県離島地域の有する多様で優れた自然や多彩な歴史・文化など、特色ある観光資源を生かした個性ある観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図る。

⑫ 国内及び国外の地域との交流の促進

農林水産業と連携した滞在交流型観光の促進、マラソン大会などの参加型イベントの開催、出身者等のネットワーク化などにより、国内外の人々との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とU I ターン、二地域居住等の推進により、交流・定住人口の拡大を図る。

⑬ 自然環境の保全及び再生

自然環境や生物多様性の保全に努めながら、国・市町村・民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組む。

⑭ エネルギー対策の推進

災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギー等の利活用に関する普及啓発や調査研究を促進する。

また、石油製品価格の低廉化に向けた取組を行う。

⑮ 国土保全施設等の整備その他の防災対策

台風、水害、地震災害その他の災害や火災等から生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進する。

⑯ 移住・定住施策の促進

地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進する。

また、移住者の多様なくらしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進する。

6 離島振興法の主な改正（上記関連事項）

①目的規定の充実が行われた。

- ・ 離島の国家的国民的役割や離島の置かれた現状と背景の明確化。
- ・ 離島振興の目的の拡大（無人島の増加や人口の大幅減少の防止，定住の促進など）。

②離島振興の基本理念やそのための施策を総合的・積極的に講ずる国の責務が設けられた。

③主務大臣として新たに4大臣を追加し，実施体制が強化された。

④基本方針・振興計画に定める事項の項目（就業促進・介護サービスの確保など）が追加された。

⑤離島活性化交付金等の交付に関する規定が設けられた。

⑥離島特別区域制度について総合的に検討する規定が設けられた。

⑦介護サービスの確保等や就業の促進など各種配慮事項等に関する規定が設けられた。